



上山市告示第135号

上山市条件付き一般競争入札実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年7月13日



上山市長 横 戸 長兵衛



上山市条件付き一般競争入札実施要綱の一部を改正する要綱

上山市条件付き一般競争入札実施要綱（平成6年告示第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
(趣旨) 第1条 この要綱は、上山市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「建設工事等」という。）について、一定の資格要件を満たした者による一般競争入札方式（以下「条件付き一般競争入札」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。 (対象建設工事等) 第2条 条件付き一般競争入札の対象となる建設工事等は、設計金額が1,000万円を超えた建設工事等の中から上山市工事指名競争入札参加者審査委員会規程（平成6年訓令第12号）第1条に定める上山市工事指名競争入札参加者審査委員会（以下「審査会」という。）において、業種、規模等を考慮して選定するものとする。	(趣旨) 第1条 この要綱は、上山市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約において、一定の資格要件を満たした者による一般競争入札方式（以下「条件付き一般競争入札」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。 (対象工事) 第2条 条件付き一般競争入札の対象となる工事等は、別表の基準を超えた工事の中から上山市工事指名競争入札参加者審査委員会規程（平成6年訓令第12号）第1条に定める上山市工事指名競争入札参加者審査委員会（以下「審査会」という。）において、業種、規模等を考慮して選定するものとする。 別表 <table><tr><td>工事区分</td><td>土木一式工事、 水道施設工事、 その他の工事</td><td>建築工事</td></tr><tr><td>設計金額</td><td>1,000万円</td><td>1,000万円</td></tr></table>	工事区分	土木一式工事、 水道施設工事、 その他の工事	建築工事	設計金額	1,000万円	1,000万円
工事区分	土木一式工事、 水道施設工事、 その他の工事	建築工事					
設計金額	1,000万円	1,000万円					

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。